

「新たな日常」を支える地方行財政の実現に向けて

2020 年6月 22 日

竹森 俊平

中西 宏明

新浪 剛史

柳川 範之

新型コロナウイルスの拡大防止やそれに伴う対策のプロセスでは、国・地方が一致協力して課題解決に当たることの重要性が改めて認識された。また、地方における住民目線でのデジタル化の遅れやバラツキ、県境を越えた広域的な医療・福祉サービスの提供等についての課題や民間活用の重要性等も明らかとなった。

さらに、地方経済においては、観光、小売等に加え、中小企業や輸出関連産業を中心に厳しい状況が続く可能性があることにも注意が必要である。地域での民間の活力を引き出し、地域の雇用と経済を支えるとともに、東京一極集中の是正と合わせて、地方が新たな日常を牽引していくよう、地方自治体の財政面、人材面、情報面での徹底した改革を進めるべき。

1. 地方行政におけるデジタル・ニューディール実現

今般の 10 万円の特別定額給付金の事務に関しては、全国共通のオンライン申請の仕組みについて、共通の枠組みに独自に上乘せして機能を拡充させた自治体もあれば、オンライン申請を中止した自治体が 90 団体¹あるなど、対応は様々であった。今般の経験を踏まえ、行政サービスのデジタル化・オンライン化と業務改革を促進し、いわゆるデジタル・ニューディールの地方自治体での展開を拡大・加速すべきである。

- 地方行政におけるニューディールの実現に向けては、従来、国がシステム基盤を整備したうえで、各自治体の独自性を発揮する形を基本的な姿とすべく取り組んできた。今般の特別定額給付金の事務に関する事例を収集・分析したうえで、こうした取組を一気に加速させる改善策を実施し、地方行政サービスの強靱化と効率化を刷新すべき。
- 住民情報や税関係などの基幹系システムの標準化については、その根拠となる法律を策定し、今後 1 年間で集中的に取組を進めるべき。標準を設ける²対象事務の早急な特定・工程化を図るとともに、IT 専門人材の中長期派遣³や複数自治体での CIO 兼務等を促すべき。

¹ 2020 年 6 月 21 日時点の集計。

² 地方制度調査会答申案（2020 年 6 月 4 日版）

³ 「土木技師、建築技師等の技術職員について、都道府県や広域連携に取り組む市町村が増員し、平時には不足している市町村を支援するとともに、大規模な自然災害の発生時に必要となる技術職員の中長期派遣要員を確保できるよう、令和 2 年度から財政措置が講じられている」（地制調答申案）

- 全自治体において、マイナポータルからのオンライン申請システムと AI・RPA による事務処理の効率化のための基礎的なシステムを国主導で整備し、さらに自治体による独自の機能拡充のうち効果が大きいものは国が横展開すべき。
- 今後、新たな感染症や大規模災害等の場面では、国民の生活・命を守る観点から、国・自治体間等で必要なデータ連携をすることを原則とし、そのための情報収集・共有システムを標準化すべき。
- 下水道、電力・公共交通などのライフライン事業は、非常時でも供給の継続・迅速な復旧が求められる。公営企業の業務効率化とデジタル化を徹底して進めるとともに全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内を実現するため工程を明確化すべき。

2. 新たな日常としての多核連携型の経済社会の構築

感染症に対しての東京一極集中のリスクが明らかになるとともに、テレワークや在宅勤務などの経験により、通勤ラッシュ回避や家族と過ごす時間の増加といった利点を感じ、地方移住を希望する若者が増えるなど、人々の意識に変化がみられる。

- この機を逸することなく、二地域居住・就労が無理なく可能になるよう、兼業・副業、保育所などの子育て支援の活用、納税の考え方など、住民サイドから見た制度上の課題について早急に洗い出し、産官連携して、移住や二地域居住に向けた取組を推進すべき。
- デジタル化が進むことによって、東京にいなくても、個人や企業がそれぞれの地域で集積しながら、相互に連携することが可能になってきている。そのような「多核連携」型の経済社会や国土の在り方を新たに具体化し、国・地方、さらに官民が協力してその実現を進めるべき。その際、政令指定都市や中核市等を中心とした民間投資を喚起するスマートシティの具体化、地方大学を核としたイノベーション創発や企業集積を併せて推進すべき。

3. 広域的な地方行政サービスの展開に向けて

新型コロナウイルスを契機として、首都圏、関西圏の行政サービスの調整機能の重要性が再認識された。

- 感染症の第二波に備える面でも、1都3県について、社会保障分野をはじめ、情報やサービス提供等の面で、広域連携機能を強化するとともに、全体的な調整機能は国が担うなどの仕組みを検討すべき。
- 個別行政分野において、国が法令に基づき自治体に計画策定を求める際、極力、圏域単位など複数自治体での計画の共同作成を促すべき。市町村間や、市町村と都道府県の連携、県による事務の補完等を促すための具体的な道筋を早急に示すべき。

- 台風や豪雨被害の危険性が増す季節を迎える中、避難所での感染症拡大を防止⁴するための事前準備を強化するため、国が必要な財政措置を講じ、全国的に早急に取り組を強化すべき。

4. 地域経済の活性化に向けて

- 経済最優先で取り組む観点から、観光等の地域経済の活性化に当たっては、地域の特徴、知恵を十分に引き出せるよう、地方が自由に使える財源と、デジタル化促進等特定の目的に対して補助金で全国一斉に進めるべきものと、しっかりメリハリをつけて対応すべき。
- ポスト・コロナに向け、観光消費の8割を占める国内観光需要を喚起することが重要。さらに、仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行の普及や繁忙期の分散に配慮した需要喚起、休暇の分散など、民間の創意を促しつつ、「休み方」の質の向上・新しい生活のスタイル・新しい働き方⁵の促進につなげるべき。
- ウィズ・コロナのもとで地方経済の再生を支援するため、地方の一般財源総額については、これまでの取組を継続すべき。

⁴ 厚労省は日本環境感染学会と連携し、災害発生時に被災地に感染症予防の専門家を派遣する取組の開始（2019年）を支援したが、大規模災害発生時に備え感染制御の体制を常設した岩手県（2020年6月11日付でいわて感染制御支援チームを常設）のような取組についても支援すべき。

⁵ フィンランドでは週の労働時間の半分は従業員がどこでいつ働くかを選択できる法律が施行され、イギリスやドイツでは在宅勤務に関する権利の法制化を求める議論がなされている。